

2026年3月2日

商品・サービス

NISAご利用のお客さまへ NISA総投資簿価残高のお知らせの開始について

十六フィナンシャルグループの十六銀行は、NISA総投資簿価残高のお知らせを開始いたしますのでお知らせします。

2024年以降のNISA制度においては、投資家一人あたり1,800万円の非課税保有限度額が設けられています。この限度額は、投資家が各金融機関に開設した全てのNISA口座における購入残高の合計（以下「NISA総投資簿価残高」といいます）となります。

NISA総投資簿価残高が1,800万円に達したお客さまは、2029年以降に1,800万円と前年に解約したファンドの簿価金額の差額を年間360万円（成長投資枠240万円、つみたて投資枠120万円）の範囲で非課税枠として再利用することが可能となります。

これらにともない、十六銀行では2026年より、お客さまのNISA総投資簿価残高をお知らせすることとなりました。

1. 初回のお知らせ時期

2026年3月中旬頃

- ※ 電子交付サービスをご契約のお客さまには、電子交付でお知らせします。ご契約されていないお客さまには郵送でお知らせいたします。
- ※ 税務署からの残高還元状況や、関係省庁の対応次第で送付時期が前後する可能性があります。

2. お知らせの名称

特定累積投資勘定基準額等通知書

3. 対象のお客さま

前年末時点で2024年以降にNISA口座で購入いただいた残高があり、かつ当年に当行で非課税枠（NISA口座）をご利用いただいているお客さま

- ※ 2023年までの旧NISA制度による残高のみのお客さまは対象外となります。

4. お客さまへのお願い（重要）

お届出の氏名や個人番号（マイナンバー）に変更が生じた場合は、お早めにお取引店にて変更手続きをお願いいたします。また、複数の金融機関にNISA残高をお持ちの場合は、全ての金融機関にて変更のお手続きが必要です。

※ お手続きが未了の場合、正しいNISA総投資簿価残高をお知らせできない場合がございます。

以 上